

「IPAD」商標権の譲渡紛争から見た 中国における契約自由とその限界

夏 雨

- I はじめに
- II 「IPAD」商標権の譲渡紛争事件
 - 1 事実の概要
 - 2 判決主旨
- III 判決主旨の検討
 - 1 証拠の判断基準
 - 2 係争商標の三年間連続不使用について
 - 3 法定代表者・執行役員である楊栄山氏の権限
- IV 商標権譲渡契約の自由と制限における諸問題
 - 1 商標権譲渡に関する準拠法
 - 2 WTO / TRIPs 協定21条と中国の法規
 - 3 商標権譲渡契約の自由と制限
- V おわりに

I はじめに

2010年からアップル社は中国企業唯冠社に対して「IPAD」商標権を譲渡したか否かをめぐり、香港、中国及びアメリカで訴訟を起こしている。2011年11月17日、中国広東省深セン市中級人民法院は「IPAD」の商標権帰属紛争に対して、アップル社の敗訴とする判決を出したが、アップル社はこれを不服として上訴した。2012年7月2日、両社は中国広東省高級人民法院において6000万ドル（約47億円）で和解し、事実上アップル社が敗訴した。この損害賠償金額は、中国における知的財産権に関する判決で最高金額となった。

本稿では、中国裁判所の一審判決の内容を検討するとともに、本件からみた中国における契約自由とその限界を探求する。

II 「IPAD」商標権の譲渡紛争事件⁽¹⁾

1 事実の概要⁽²⁾：

原告：アップル社、IP Application Development Limited 社（以下「IP 社」と称する）

被告：中国唯冠科技（深セン）有限公司（以下「被告」と称する）

1986年4月に訴外第三者楊栄山氏は、台湾で唯冠電子股份有限公司（以下「台湾唯冠社」と称する）を設立した。1991年3月には中国深セン市に本件被告である中国唯冠科技（深セン）有限公司を設立した。1997年6月には香港で唯冠国際控股有限公司を設立、上場した。楊栄山氏はこれら三社の社長である。

2006年にアップル社が「IPAD」を販売する際、当該商標が台湾唯冠社によってEU、韓国、メキシコ、シンガポール、インドネシア、タイ王国、ベトナム等の国と地域で8件の「IPAD」が登録されていることが判明した。アップル社は、台湾唯冠社に製品が出荷されないまま商標が放置されていると主張した。商標撤回を求めて、台湾唯冠社を英国で起訴したが、敗訴した。後に、アップル社はイギリスでIP社という会社を2009年8月11日にイギリスロンドンで設立し、世界各国の「IPAD」商標権を買収した。

（1）係争商標の状況

2000年9月19日に被告が中国商標局に商標を出願し、「iPAD」商標が2001年12月14日に登録された。その登録番号は第1682310号で、使用商品の範囲は第9類、指定商品がコンピューター、電気通信機械器具等、有効期間は2001年12月14日から2011年12月13日までとなっている。現在、中国商標局の登録上は「異議、異議復審」となっている。また、2000年1月10日に被告が中国商標局に「IPAD」を出願した結果、2001年6月21日に登録され、その登録番号は第1590557号で、使用商品範囲は第9類である。有効期間は2011年6月20日までであったが、商標局の登録データ上は「三年間不使用のため、取消後、継続使用の申請中」となっている。当該二つの係争商標とも本裁判で差押えられている。

2010年2月9日、原告IP社は連続三年間の不使用を理由として中国商標局に被告の第1590557号の「IPAD」商標の取消を申立て、当該申立ては2010年8月16日に受理された。

（2）原告の係争商標取得の根拠

原告は（2010）粵穗広証内経字第74457号公証書を裁判所に提出した。原告代理人が公証所で被告のwww.Proviev.com.cnを検索すると、「会社紹介」には、

「唯冠社は世界の上位五つのディスプレイを製造する会社の一社である。会社は1989年に設立され、社長と執行役員は楊栄山である。11カ国で17の子会社を有する（中国大陸、台湾、香港、アメリカ合衆国…」等の内容が表示されている。従って原告は、被告が唯冠グループ社の中国大陸企業の子会社で、楊栄山氏が被告、台湾唯冠社など多数の子会社法定代表取締役と考えた。

また、原告は（2010）粵穗広証内経字第74456号公証書を提出し、原告代理人が公証所のPCを使用し、WEBメールでメールアドレスとそのパスワードを入力すると次のような内容が確認された。

原告IP社のjonathanが2009年8月にイギリス唯冠社のTimothy Loに唯冠社が所有しているすべての「IPAD」商標を購入することを打診した。2009年9月21日にイギリス唯冠社のTimothy LoはIP社に対して「我が社が欧州同盟国と以下の国で「IPAD」に関する商標を有する。すなわち、ベトナム、メキシコ、タイ、韓国、インドネシア、シンガポール及び中国である」。2009年9月22日にTimothy Loが返信で「Tim、当社が提供された情報及び唯冠社のすべての商標の購入の希望を考慮し、かつ、その地域で貴社が当該権利を所有する保障コストを考慮し、当社は登録された商標を譲渡する価格として2万ポンドを提案する」。2009年10月21日にTimothy Loはjonathanへの返信に「本件の事について貴社と当社が中国同僚に直接連絡する必要がある段階に達している。私の同僚の名前はRay Mai（麦世宏）、彼は当社の法務部の責任者で、当該メールを彼にも連絡してある。今後彼と直接に連絡して下さい」と通知した。2009年10月22日に袁輝は、被告のメールアドレスで、IP社のjonathanに以下のメールを送信した。「私は袁輝です。唯冠社法務部の者です。唯冠社は貴社との本件の取引商談について、引き続き興味があり、かつ、以前当該商標のため、費やしたコストを回収できると期待している。唯冠社は当該商標の設計、出願及び維持するために投資しただけではなく、現在も一部の商品に使用している。故に当該商標を貴社に譲渡する場合、当該製品の生産を停止する必要がある、損失を受ける事は必至である。2009年11月6日、袁輝からIP社のjonathanへ返信に「当社の上司が3万5千ポンドの価格提案に同意します。かつ貴社が当該商標の譲渡に関するすべての費用を負担とする契約をして下さい、私が審査します。」と記載されている。2009年11月20日付袁輝からIP社のjonathanへの返信に「契約第2条を次のように改正すべきで：IPADL社（IP社）は、唯冠社の合法的な授権を経た唯冠社代表の署名した本協議の正本を受け取った日から7日以内に、唯冠社が指定した口座対価を支払う。ご存じのとおり、当社は国際的企業であり、忠実に信用を守ってきた。私は当社が貴社の支払いを受け取った後に直ちに国家間の譲渡契約を締結することを保証できる。」と記載されていた。2009年12月1日付のメー

ルに購買予定の「IPAD」商標の情報を一覧表で作成し、「IPAD」商標の情報を明記している。これには本件の二つの係争商標第1590557号、第1682310号も含まれている。2009年12月17日付の袁輝氏から原告 IP 社 jonathan 氏への返信メールに「貴社のメールに対して次の通り返信する。第1、添付資料はすべて登録された国家証書の複写である。第2、私が知るかぎり、タイ国では唯冠社は「IPAD」商標を有しない。第3、唯冠電子股份有限公司と唯冠電子(台湾)有限公司は同一会社である。第4、小切手の名宛人は唯冠電子股份有限公司であるべきである。第5、私は台湾のパスポートを持っていないので、私の上司である Ray Mai (麦世宏)氏が貴社と台湾で面会する。」と記載されていた。

原告との商談で被告の使用したメールアドレスのドメイン名は香港唯冠社又は各子会社の所有である。また、被告の商談メールの署名は唯冠科技(深セン)有限公司の所在地、電話番号、責任者を表示している。本件商標権譲渡の商談の執行者が袁輝氏、責任者が Ray Mai 氏(麦世宏)で、いずれも被告のドメイン名を使用したメールアドレスであった。そのため、原告は係争商標の取引が唯冠グループとの取引行為であり、被告が唯冠グループ商標権譲渡の主体の一つであると考えた。

2009年12月、Ray Mai (麦世宏)氏が唯冠社から「IPAD 商標権譲渡」に関する授権を受け、「授権書」に楊榮山氏、台湾唯冠社とも捺印し、Ray Mai (麦世宏)氏が署名した。なお、原告は2008年9月10日の「南方都市報」を提出し、Ray Mai (麦世宏)氏が2008年から被告会社の法務部の責任者であることを証明した。

2009年12月17日、台湾唯冠社から IP 社への商標権譲渡契約を台湾で締結し、台湾唯冠社が IP 社に商標権及び当該商標権から生じるその他の全ての利益を3万5000ポンドで譲渡した(以下「係争契約」と称する)。また係争契約では、IP 社が各地域で商標権譲渡手続をするために、唯冠社が商標登録した商標権譲渡書類に署名すべきとし、かつ当該契約には香港法を適用すること、及び香港裁判所が本契約及び本契約に関する紛争に対する排他的管轄権を有することが記載されていた。なお、本件商標権の譲渡は8か国を含め、具体的内容は添付資料 A に記載され、中国の二つの商標(登録番号:第1590557号、第1682310号)を含むと記載されている。台湾で台湾唯冠社の麦世宏氏と IP 社の Handn Wood が係争契約を締結した後、IP 社から台湾唯冠社に3万5000ポンドが支払われた。

2009年12月23日に1ポンドを譲渡対価として、IP 社は台湾唯冠社と「商標権の譲渡契約」を締結した。同日に麦世宏氏と IP 社 Handn Wood が「商標権の譲渡登録の申請書」に署名した。係争商標(第1590557号、第1682310号)も含まれている。

唯冠社から IP 社に譲渡された「IPAD」に関する商標権のすべての権利について、2010年2月に IP 社からアップル社へ10億円で売却された。

（3） その他の事実

原告らは香港高等法院の民事訴訟2010年第739号通知書を提出し、原告らが2010年5月20日に香港で、双方係争商標権の譲渡契約より生じた契約違反紛争について、香港唯冠社、台湾唯冠社、中国唯冠社及び楊榮山を起訴したことを証明した。

香港の Colin Andrew Shipp 大律師（訴訟弁護士）は「法律意見書」に「原告 IP 社が中国商標の売買に関して、有効かつ執行できる契約を締結した。当該契約に唯冠社に対して明確に唯冠社が世界に所有している『IPAD』商標権の譲渡を希望すると記載した。当然ながら中国の二つの『IPAD』商標が含まれている。この点について唯冠社は知っているはずである。そうでなければ、書面契約を締結する前のメール及び本契約に中国の商標を列挙しない。袁輝氏は被告（当時「IPAD」商標の所有者）、唯冠社及びすべて唯冠グループの代表として、本件商標権譲渡を商談した。このような状況において、被告らはすでに明確に中国『IPAD』商標権を原告らへ売却することに同意した。かつ、契約によって被告は IP 社に譲渡した係争商標を譲受者であるアップル社に係争商標の譲渡を手續する義務がある。中国商標の譲渡手續をする前にアップル社が中国商標権に対する権益を有し、被告はアップル社の義務者のみである。」という意見を述べている。

原告は Colin Andrew Shipp 大律師の意見を証明するため、以下の判例を提供した。

- 第1 「Currie 対 Misa」（対価の定義）。
- 第2 「Suner 対 Jo lo ching」（契約強制執行力の例外）。
- 第3 「Palmer 対 Carey」（契約の目的物所有権移転に関するコモン・ローの権益）。
- 第4 「Mackenzie 対 Coulson」（契約条項意思の修正）。
- 第5 「George wimpey UkLTD 対 VI Construction LTD」（一方の瑕疵の修正）。

その他の証拠ではアップル社の「IPAD」商品が紹介され、2010年4月3日に「IPAD」製品が販売され始めたことが記載されていた。原告は被告に対して、400万人民元の経済損失の賠償を求め、その中には調査費、弁護士費、公証費等が含まれている。

(4) 被告の反論

本件に関する原告の「核心の証拠」としては、「授權書」、「契約書」、3万5000ポンドの銀行振込書及び所謂メールの往来が原告 IP 社と訴外人台湾唯冠社の間で生じたことであるが、これらは全て本件被告と無関係である。第1、「授權書」に記載された授權人は台湾唯冠社で、捺印も台湾唯冠社である。第2、商標権譲渡契約を締結したのは、台湾唯冠社と IP 社であるが、当該契約で第三者(被告)により登録された第1590557号、1682310号の中国「IPAD」商標を譲渡したことは明らかに無権代理で、効力を生じない。第3、銀行振込書の振込先は台湾唯冠社であり、被告とは無関係である。第4、メールの往来については、原告 IP 社と台湾唯冠社との間のやりとりであり、当社がその真实性、合法性を認める必要はない。

また、原告のその他に関する証拠は不成立である。第1、原告 IP 社が三年間連続不使用を理由に第1590557号の「IPAD」商標を取消す申立てを申請し、受理された件について、原告の主張を支持できないし、原告の主張は本件と商標取消の際とで異なっている。第2、香港大律師の意見書は法的証拠ではなく、原告代理人の意見とみなすべきである。第3、原告 IP 社と原告アップル社との間の売買はただの演技のみである。別の案件で、2010年3月22日に深セン市中級人民法院から(2010)深中法立裁字第13号「民事裁定書」が出され、本件係争商標が差押えられている。その後、原告アップル社と原告 IP 社との間で、当該商標権の譲渡契約を締結した。言い換えれば、原告アップル社は本件の訴訟主体になることはできない。

以上を以って、当社は如何なる人にも「IPAD」商標を授權していない。原告と台湾唯冠社との間の契約は、当社に如何なる拘束力もない。原告が台湾唯冠社との間で第三者の商標を売買した過失は、原告側に主たる責任がある。アップル社は本件の訴訟主体ではなく、表見代理が不存在であり、原告への400万人民币の賠償は不成立である。事実を明らかにし、国家知的財産権の秩序と当社の利益を守るため、法に基づき原告の訴求を退けるよう要求する。

(5) 被告の抗弁とする証拠

被告から二つの証拠が提出され、当該証拠は香港法院の案件の記録のものである。原告 IP 社の代理弁護士は宣誓書に「IP 社が署名した契約書と小切手を以って、3万5000ポンドを台湾唯冠社の Ray Mai (麦世宏) 氏に渡した。Ray Mai (麦世宏) 氏は自己の名刺を渡した。その名刺には本人の名前が記載され、深センの法博智權特許・商標法律事務所の所長を担当していた」と記載している。これに対して、麦世宏氏が商標譲渡の契約を締結する際の身分が台湾唯冠社の従業員

員で、名刺には麦世宏が深センの特許・商標法律事務所に所属している、と被告は主張した。

⑥ 原告が台湾唯冠社を被告の表見代理とする理由の根拠

第1、係争商標の売買及び契約は麦世宏氏である。麦世宏氏とIP社の連絡メールアドレスは被告のものである。また、2008年9月10日の南方都市の報道によれば、麦世宏氏が被告の法務部責任者である。麦世宏氏が代表として商標権譲渡の契約に署名した。第2、商談内容と契約内容は一致している。第3、被告は商標権譲渡の契約を締結した後、引き続き原告と交渉していた。被告は2009年12月7日に原告に係争商標に関する添付資料を送った。かつ「添付資料はすでに登録した国家証書の複写である」と説明した。第4、被告は商談中に集団譲渡と認めた。メールに「ご存じのとおり、当社は国際的企業であり、忠実に信用を守ってきた。私は当社が貴社の支払いを受け取った後、直ちに国家間譲渡契約を締結することを保証できる。」と記載している。楊栄山は唯冠グループと各子会社の法定代表取締役であるため、原告の信頼を得た。以上の事実に対して、原告は公証書、委託書、商標権譲渡契約書、新聞、名刺及び当事者の陳述を証拠として提出した。

2 判決主旨：

2011年11月17日、中国広東省深セン市中級人民法院は「IPAD」の商標権帰属紛争に対して、アップル社の敗訴とする判決を出した。判決主旨は以下の通りである。

「本件は商標権の帰属確認民事事件である。原告の主張によれば、双方の当事者が締結した商標権譲渡契約によって、対価で係争商標第1590557号、第1682310号の商標権を取得した。本件の争点は、係争契約は被告に対する拘束力があるか、及び表見代理が成立するか否かである。

（1）係争契約が被告に対する拘束力があるか否か

係争商標権譲渡契約について、台湾唯冠社とIP社が2009年12月17日に台湾で『商標権譲渡契約』を締結した。当該契約で譲渡された商標は全部で10件で、その内訳に被告の第1590557号、第1682310号の二つの『IPAD』商標も含まれている。契約を締結する際、『商標登録された各地域で、唯冠社が譲渡書類に署名し、IP社が各地域で商標権譲渡の登録を行う』と約定された。そのため、台湾唯冠社の麦世宏氏が2009年12月23日付でIP社に『商標権譲渡の登録申請書』を提供し、本件の係争商標（第1590557号、第1682310号）をIP社に譲渡した。同日、台

湾唯冠社と IP 社は台湾で『商標権譲渡契約』を締結し、台湾唯冠社は譲受者又は法定代表者と必要な商標登録リストを作成の上、譲受者又は法定代表者が台湾唯冠社を代表として譲渡契約の登録権利を執行することに同意した。

以上の契約は台湾で締結され、契約を締結する者は台湾唯冠社の法定代表である楊栄山氏から授権された台湾唯冠社の法務部責任者である麦世宏氏が、IP 社代表 handn wood 氏と締結した。当該契約で第1590557号、第1682310号の二つの係争商標が明示されているが、被告への拘束力は有しない。

原告は被告の商標を得たいなら、中華人民共和国に関係する法に基づき、被告と譲渡契約を締結し、商標権譲渡手続を行うべきである。しかし、本件の商標権譲渡契約は台湾唯冠社と IP 社の契約であり、原告と被告との間で締結された契約ではない。原告は被告が直接商標権譲渡に参加した証拠として、原告 IP 社の従業員である jonathan 氏と被告代表袁輝氏とのメールのやりとりで、袁輝氏が使用したメールアドレスのドメイン名が被告のものであった。この証拠を基に被告が係争商標を譲渡したことを証明できるかについて、本裁判で袁輝氏がどの部門の自然人であることを証明する証拠がない。被告も社内に袁輝氏という従業員がいることを否定している。香港唯冠社又は台湾唯冠社の従業員が被告の会社で被告のドメイン名を使用する可能性はある。仮に袁輝氏が被告の従業員であるとしても、原告との商談、又は商標を処分する行為については、被告の授権を得るべきである。しかし、原告は被告から他人に商標処分の授権をした如何なる証拠も提出していない。

係争商標は被告の財産であり、当該商標を処分する際、会社法の規定に符合すべきである。楊栄山氏は被告の法定代表者であるが、会社の財産を随意に処分する権利を有しない。(注：下線は筆者、以下同) 本件では楊栄山氏は台湾唯冠社の法定代表取締役とし、授権書及び署名、捺印とも台湾唯冠社であり、被告とは関与しない。

追認があるか否かの問題について、商標権譲渡契約は被告より締結したのではないが、係争契約は被告が登録した商標と関わり、係争契約を締結後、もし被告が追認すれば、係争契約が被告に拘束力を有することを認定できる。これに対して、原告は証明できる証拠を提出していない。次に被告は今日まで係争商標権譲渡の契約を認めておらず、原告の譲渡に関する書類への捺印を拒絶していたことで、被告が係争契約を追認していないと証明できる。

(2) 表見代理が成立するか否かについて

原告が台湾唯冠社が被告代表として契約に署名したことで表見代理の成立を主張している理由は、第1、楊栄山氏は、被告、台湾唯冠社及び数カ国の子会社の

法定代表取締役役に就任している。第2、被告の商談責任者と授權を受けて契約を署名する代表として、いずれも麦世宏氏であり、メールで商談する際、被告のドメイン名を使用していた。第3、2008年9月10日『南方都市報』に記載された『全世界で商標を変える？ アメリカ EMC が進退窮まる、原語：換全球商標？ 美国 EMC 左右為難』の報道によれば、麦世宏氏が被告の法務部責任者と記載されていた。第4、商談内容と書面契約の内容が全く同じである。第5、被告はグループ商標譲渡の取引に参加していることを承諾していた。

本裁判は、表見代理の法的規定について中国契約法49条に『行為者が代理権を逸脱し、代理権を超える又は代理権消滅後、被代理人名義で契約を締結する際、相手方において行為者に代理権があると信じるに足りる相当な理由があると認められる時は、当該代理行為の効力を有する。』と定められている。従って、表見代理とは契約相手方がいない、又は相手当事者が不明確な場合、一方当事者において代理者が契約目的物を処分する権利を有すると考え、当該代理者との間で締結した契約である。しかし、本件の係争商標権譲渡契約が被告と原告の間で締結された契約ではなく、台湾唯冠社と原告である IP 社が締結した契約であり、当該契約において明確な締結先が存在する。被告も台湾唯冠社及び麦世宏氏に原告 IP 社と商談、又は商標権譲渡について如何なる書面委託又は授權をしていない。原告 IP 社は麦世宏氏が被告の代理権を有することを信じる理由がない。原告は楊榮山氏が被告と台湾唯冠社の法定代表取締役であると主張しているが、楊榮山氏が麦世宏氏に授權する際、必ずしも被告の法定代表取締役の職責を履行しているわけではない。事実上、楊榮山氏が台湾で授權書に署名し、授權書のタイトル及び内容とも台湾唯冠社から明確に授權されていることを表示している。

また、麦世宏氏の所属について、原告から提出された証拠の2008年9月10日南方都市の報道であるが、被告が当該報道の真实性を確認する必要はない。仮に事実としても、2008年9月10日の報道であるので、商談及び商標権譲渡契約を締結したのが2009年12月に行われたことで、商標権譲渡契約を締結する期間に麦世宏氏が被告の従業員であることを説明することができない。なお、麦世宏氏が譲渡契約を締結する際、その身分は台湾唯冠社の法務部責任者であり、本件被告から明確な指示又は授權がなかった。麦世宏氏が商標権譲渡の契約を締結する期間に提示した名刺は『Ray Mai』で、その所属は深センの法博智權特許・商標法律事務所の総経理となっており、麦世宏氏が被告の従業員ではないと証明できる。

メールの問題について、原告 IP 社の従業員が最初にイギリス唯冠社の Timothy Lo と連絡では本件被告ドメイン名を使用していなかった。後に袁輝氏が中国の被告ドメイン名のメールで交渉したが、麦世宏氏と被告ドメイン名で交渉した証拠がない。被告は原告 IP 社とメールでやりとりした袁輝氏が被告の従業員であ

ることを否定している。袁輝氏の所属など調べられないし、他人が被告ドメイン名を使用した可能性ある。袁輝氏が被告の代表として原告 IP 社と商標権譲渡の商談した証拠すらない。また、メールで商談した内容と係争契約の内容が一致しているはずであり、表見代理の成立を証明することができない。なお、原告は係争商標権譲渡契約がグループ譲渡の取引であると主張しているが、その主張が成立できない。その原因は商談過程において、すべての会社が参加しておらず、かつ被告が海外の唯冠社と異なり、独立法人だからである。係争商標権譲渡契約を締結する授権者が台湾唯冠社であるので、契約の締結も台湾唯冠社のみであり、唯冠グループの取引行為ではない。

原告の訴訟では被告に損害賠償を求めているが、商標権の帰属紛争が権利確認事件であり、同時に賠償を主張することができない。また、原告は係争商標を原告に帰属する主張も成立できない。故に、原告の当該訴訟請求は事実と法的根拠が乏しく、本裁判が支持できないとする。

本裁判は、原告が取引で他社の商標を得たいなら、さらなる高度な注意義務を負うべき、中国法に基づき、商標権利者と商標権譲渡契約を締結し、商標権譲渡の手続を行う必要がある。よって、中国契約法49条、51条、中国民事訴訟法64条及び最高人民法院が民事訴訟証拠に関する若干規定2条に基づき、両原告の訴訟請求を退け、本件の訴訟費用4万5600人民元について、両原告が負担とする」。

これに対してアップル社、IP 社は不服とし、2012年1月5日に中国広東省高級人民法院に上訴した。2012年2月29日、広東省高級人民法院で最終裁判審理が終了し、2012年7月2日にアップル社は、中国唯冠社に6000万ドルを支払うことで和解した。

III 判決主旨の検討

筆者は本件の結論に賛成である。しかし、一審判決が原告を退けた理由については、検討の余地があると考ええる。まず、判決では、本件の争点が二つ挙げられた。第一に、係争契約は被告に対する拘束力があるか、第二に、表見代理が成立するか否かである。私の考えは、この二つの争点の核心問題は一つのみである、すなわち、袁輝という従業員が存在していたか否かの問題である。本裁判では被告が袁輝という従業員を確認しないという主張を認めた点に対して、疑問を感じる。また、被告が係争商標を三年間使用しなかったこと、法定代表の権限の否定、係争契約で合意した香港法適用が本裁判で認められなかった点、及び中国法が適用された根拠について何も触れなかったことで、判決の説得力が欠けていると考ええる。特に、この事件を通して、中国における知的財産権譲渡に関する契約自由とその限界を考えることとする。

1 証拠の判断基準

既述した判決では「被告は原告 IP 社とメールでやりとりした袁輝氏が被告の従業員であることを否定している。」ことを認め、「袁輝氏の所属など調べられないし、他人が被告ドメイン名を使用した可能性ある。」と判断した。この点について筆者は一審判決が著しく不合理と考える。「最高人民法院の民事訴訟証拠に関する若干規定」64条には「裁判官が……証拠に対する信憑性の有無に対して、論理と日常経験で判断を行い、かつその判断根拠の理由と結果を公開すべきである」と規定されている。一審裁判で確認された事実によれば、袁輝氏が被告のメールアドレスで、「2009年12月17日付袁輝氏から原告 IP 社 jonathan 氏への返信メールに『…⑤私は台湾のパスポートを持っていないので、私の上司である Ray Mai 氏が貴社と台湾で面会する。』等と記載されている。常識的に考えれば、袁輝氏は台湾、香港の従業員ではなく、被告の従業員と判断すべきである。

当初、原告 IP 社とイギリス唯冠社の jonathan 氏が交渉したが、後に袁輝氏を経て、麦世宏氏と係争契約を締結した。係争契約内容は IP 社と袁輝氏のメール内容と一致している。したがって、本件係争契約を締結した過程で、袁輝氏は IP 社と交渉がなければ、IP 社と麦世宏氏と係争契約を締結することもないという重要人物である。

なお、袁輝氏が IP 社へのメール中で勤務先を「唯冠社」と称しているが、具体的にどこの唯冠社なのか一度も明示していない。かつ、その上「ご存じのとおり、当社は国際的企業であり、…」と表明した。したがって、袁輝氏が唯冠社グループの代表であると意識して、IP 社と交渉していた。故に一審判決は袁輝氏が被告の従業員であることを不認定とする判断で、中国において契約効力に対する認識が浅いと言わざるを得ない⁽³⁾。

2 係争商標の三年間連続不使用について

被告は2008年からの金融危機の影響で28.7億円の赤字を計上し、38億円の債務を負っていた。2010年8月、香港高等法院が楊榮山氏の香港唯冠社に対する破産宣告をし、株の売買が停止された。被告の債権者は中国の銀行、8行で、生産も停止状態となっており、係争商標使用も停止していた。中国商標法によれば、連続3年にわたり使用を停止する場合、商標局が期間を限り是正するよう命じ、又はその登録商標を取消す（同法44条）。かつ、この場合、何人も商標局に対して当該登録商標を取消すことができる（中国商標法実施条例39条）。すなわち、係争商標は存亡の危機に直面し、被告の法定代表楊榮山氏にとっていつでも係争商標がなくなる可能性が充分あると知っていたはずである。このような背景のもと、2012年2月17日の北京での記者会見に楊榮山氏は「…係争商標は三年間連続不使

用で起訴される又は取消される事は必至で、多少の現金になれば良いと思ひ、IP社と係争商標を含めて、商標譲渡契約を締結した。但し、2010年1月にIP社がアップル社の子会社であると分かった際、悔しく感じた」と、当時係争商標権の譲渡した心境を語った。したがって、係争商標の三年間連続不使用、及び2010年3月22日に深セン市中級人民法院より係争商標が差押えられていることについて、係争契約と密接な関係があるにも関わらず、一審判決ではこの点に言及しなかったことで、楊栄山氏、第三者台湾唯冠社がIP社に係争商標を譲渡する「真意」がIP社にとって「誤算」となった。一審裁判も係争商標を使用することで、被告債務の債権者への返済を期待していると言えよう。

3 法定代表者・執行役員である楊栄山氏の権限

判決には「楊栄山氏が被告の法定代表者であるが、会社の財産を随意に処分する権利を有しない」と記載されている。これに対して中国現行会社法51条によれば、社員数が相当少ない若しくは規模が相当小さい有限責任会社においては、1名の執行役員を置き、役員会を置かず、執行役員は社長を兼任することができる」と規定されている。

執行役員の権限は、46条(役員会の権限)を参照して定款に定められなければならない。有限責任会社が役員会を置かないときは、執行役員が会社の法定代表者となる。また、同法50条には社長の権限について以下のように規定されている。すなわち「有限責任会社に社長を置き、社長は役員会によって選任、解任される。社長は、役員会に対し責任を負い、次に掲げる事を行う権限を有する。

- (1) 社員総会を招集し、それに対し報告すること
- (2) 社員総会の決議を執行すること
- (3) 会社の経営方針と投資案を決定すること
- (4) 会社の年度財務予算案と決算案を作成すること
- (5) 会社の利益分配案と損失処理案を作成すること
- (6) 会社の登録資本の増加又は減少を立案すること
- (7) 会社の合併・分割・組織変更・解散を立案すること
- (8) 会社の内部管理機構の設置を決定すること
- (9) 会社の社長を選任若しくは解任し、社長の指名によって副社長・財務責任者を選任若しくは解任し、及びそれらの報酬を定めること
- (10) 会社の基本的な管理制度を定めること」と定められている。

被告は台湾唯冠社の投資する子会社で独立法人であるが、中国における会社法が直接適用される。⁽⁴⁾倒産に直面している被告の法定代理人である楊栄山氏が中国現行会社法に基づき、係争商標を売却する権限がないとは言えないであろう。こ

の点について本件判決に反対である。

IV 商標権譲渡契約の自由と制限における諸問題

1 商標権譲渡に関する準拠法

本件では係争契約に香港法を適用すると規定されていたが、認められなかった。その根拠が判決中で明示されていないことに対して、説得力が大きく欠如したと指摘したい。係争契約で合意された香港法を適用することができるか否かについて、商標権譲渡に関する二つの準拠法の適用から検討すべきであると考え

る。二つの準拠法とは、一つは商標権譲渡の原因となる債権行為の準拠法について当事者間でのみ効力有する債権的な合意であって、他の契約と別異に扱うべき理由が存在しないことから係争契約の成立、債務不履行の場合の効果等は、他の契約と同様に当事者自治、いわゆる当事者意思に基づき選択された法が適用されることになる。もう一つは、商標権の物権類似の支配関係の変動の準拠法について移転に関する要件、第三者に対する対抗要件等の問題は他の知的財産権と同様、保護国法（商標は登録した国法）によることになる⁽⁵⁾。一方、知的財産に関する有体物の物権変動と異なる点を強調して保護国法の適用範囲を拡張する観点から、知的財産権の成立、有効性、内容、範囲、消滅ばかりではなく、譲渡ないし許諾の許容性や契約の方式についてももっぱら保護国法のみによるとする見解もある⁽⁶⁾。

知的財産権の多くは、法的テクニックとして物権類似の構成をとっている⁽⁷⁾。中国物権法223条1項5号に「登録された商標権、特許権、著作権等知的財産権における質権として」譲渡することを認められている。香港の商標条例10条1項に「登録商標は、この条例に基づき商標の登録によって財産権を取得する。（英語原文：A registered trade mark is a property right obtained by the registration of the trade mark under this Ordinance）」と規定され、商標権が財産権として法律上認められている。したがって、本件係争商標権譲渡の契約が香港法を適用されても、物権類似の支配関係の変動については商標権登録地の保護国法、つまり中国法が適用される必要がある。この点について本件の原告らは、商標権の譲渡契約の債権と商標権帰属の物権類似帰属問題について認識不十分であったと言わざるを得ない。

また、1997年に香港、1999年にマカオが中国に返還されてから50年間、「一国両制」の下で独立法的地域として中国の特別行政地域になっている。中国、香港、マカオ及び台湾、この四地域間では、相互の為に法的融通を図る場合がある。例えば、租税法などである。しかし、知的財産権保護に関する分野では、中

国において絶対的な独立「法域」が存在している。香港、マカオ、及び台湾の自然人、法人を WTO 加盟国の自然人、法人として扱わなければならないからである。

本件の「IPAD」商標権譲渡紛争の原告らが、中国法を避けるため、第三者の台湾唯冠社との契約には当該契約紛争に香港法を適用し、香港の裁判所が管轄権を有することで合意した。しかし、既述したように係争契約が認められても、係争商標権の帰属は中国法を適用する必要がある。

2 WTO / TRIPs 協定21条と中国の法規

WTO / TRIPs 協定21条では「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる」と定められ、いわゆる、商標譲渡に関する立法が各加盟国に委ねられている。中国では、商標権譲渡は民事法律行為として、当事者の主体資格、意思表示の真実、契約内容、形式等が中国の民事通則55条と契約法11条及び商標法39条、商標法实施条例25条に基づくべきである。具体的には以下の特徴がある。

第1、契約が当事者間で合意されていても商標局の認可が必要

中国商標法39条には「登録商標を譲渡する際は、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。」と規定され、中国商標法实施条例25条1項には「商標局は、登録商標譲渡申請を審査許可した後、譲受人が相応する証明を発行し、かつ、公告する」と規定されている。また、中国商標局のガイドブックによれば、商標権譲渡は商標権の利用許諾と異なり、商標局の許可が必要である。仮に当事者間で登録された商標権譲渡を合意し、意思表示が真実であっても、商標局の許可がなければ、譲渡の効力が生じないと記述されている⁽⁹⁾。中国商標局は、上記の譲渡を受理し、約8カ月～10カ月後、その譲渡申請を承認した場合、譲受人へ商標譲渡許可証明を交付し、合わせて公告を行う。譲受人はその公告日から商標権を享有し、譲渡後は当該登録商標を使用する商品の品質を保証する必要がある。

従って、仮に本件原告らと台湾唯冠社との間の係争商標の譲渡契約が有効であっても、中国商標局の許可がなければ、原告らは中国で「IPAD」商標を使用できないことは明らかである。それは、中国商標法では、登録商標権が商標局の許可によって取得された権利であるので、商標譲渡も商標局の許可、公告を得ていない場合、譲受人が当該商標権を取得することができないからである。

第2、登録した商標又は出願中の商標も譲渡可能である。

譲渡できる商標が登録され、かつ有効期間中のみならず、出願中の商標も譲渡することができる。2002年8月3日に中国商標法实施条例が改正される際、出願

中の商標も譲渡できる規定が盛り込まれた。出願中商標とは、商標局に出願し、登録出願を受理した通知を受け、審査中の出願商標を指す。公告中の商標、異議審理中の商標及び復審中の商標、異議復審中の商標を含む。

第3、個別譲渡を認めないこと

商標の重要な役割として、商品と役務の出所を区別する機能を表示することである。同じ又は類似役務、商標を異なる主体が所有することを認めない。それは消費者に混同と誤認を生ずるからである。したがって、同一又は類似商品に使用している同じ商標又は類似商標は一括譲渡すべきである。消費者を誤認させる恐れがある商標の譲渡は制限すべきである。

なお、譲渡申請に必要な書類について、商標法の規定によれば、譲渡申請の手続きは譲受人⁽¹⁰⁾によって行われるが、申請するとき、以下の書類を商標局に提出する必要がある。

- ア) 商標譲渡申請書
- イ) 委任状（譲受人が署名捺印する）
- ウ) 譲渡契約書

商標局が登録した商標の譲渡の申立てを受領した後、申立内容を審査する。但し、審査は譲渡申立の記載内容のみであり、商標譲渡契約は審査しない。当事者は商標譲渡契約に関する紛争がある場合、訴訟又は仲裁で解決する。

3 商標権譲渡契約の自由と制限

中国契約法に関する初の立法は1987年1月1日に施行された民法通則である。1999年10月1日に施行された契約法が、民法通則と国务院、及び各部・委員会が制定した契約関係法規を統一した⁽¹²⁾。

古典的私法原理としての契約自由の限界とは、市場経済、又は法律規準によるものである⁽¹³⁾。現代において、弱者から奪われた実質的自由を回復するために、多くの点で契約自由の原則に修正が加えられるにいたっている。但し、本稿で検討する中国における契約自由の限界、特に知的財産権譲渡の契約自由の制限とは、一般の理論に加えて本稿で既述したように中国独特の制限が存在する。

第1、契約効力に関する一般原則について

中国の契約法44条には、「法に基づき成立した契約は、成立時点で効力を発するものとする。法律及び行政法規により契約の効力に関して、許可、登録等の手続を経なければならぬと規定されている場合、その規定に従う。」と規定されている。この規定からみると、中国における契約の効力と成立は別個の概念である。たとえ契約が成立していても、法律が規定する効力発生要件に合致しない場合、効力は生じない。契約成立は当事者の意思の次元の問題であり、契約自由原

則に基づくが、その契約が有効かどうかをめぐっては⁽¹⁴⁾国家の肯定、否定という国家の側から関与する場合があると専門家が指摘している。本件係争契約効力に国家の側から関与するとは、既述したように中国商標局の審査の事を指す。すなわち、商標局ガイドブックに記述されているとおり、当事者の合意があり、意思表示が真実であっても、商標局の許可が必要である。

第2 涉外契約の自由とその制限

中国民法通則145条には「涉外契約の当事者は、紛争処理に適用する法律を選択することができるが、法に別の定めがある場合を除く」と規定されている。また、中国契約法126条の前段には「涉外契約の当事者は、契約紛争に適用する法律を選択することができる。但し、法律に別段の定めがある時はこの限りではない。」と規定されている。本件に対して別の定めがある場合としては商標法39条と商標法実施条例第25条がある。つまり、本件の商標権の帰属とその内容において、中国法を適用することとなる。また、契約法137条には「知的財産権を有するコンピューターソフトなどの目的物を売却する場合、法律に別途定められ、又は当事者間で別途約定がある場合を除き、当該知的財産権は買手に属するものではない」と規定されている、しかし、本件の商標権譲渡契約が当事者間で譲渡の約定があっても、債権と物権類似の問題があるため、当事者合意のみで譲渡できず、中国商標局の許可が必要である。それは TRIPs 協定21条が中国に与えた権利である。

結論として、中国における商標権譲渡契約の特有な制限が知的財産権法の特徴であり、中国商標法制度に特色があると指摘したい。

V おわりに

中国における商標権譲渡の準拠法が、法文上に2010年10月28日に中国「涉外民事関係に関する法律適用法」を採択され、2011年4月1日に施行された。同法48条によれば、「知的所有財産権の帰属とその内容において、保護を求めるとの法を適用」となっている。同法49条には「当事者が知的財産権譲渡と許諾に対してその適用法を選択することができる。当事者が選択しなかった場合、本法で契約に対する関係規定を適用する」と規定されている。しかし、本件は中国の「涉外民事関係に関する法律適用法」が施行される前に生じた事件である為、同条文は適用されない。この立法からみたのは、商標権譲渡を含む、知的財産権譲渡の原因関係である契約など債権行為と目的である知的財産権の物権類似の支配関係の変動とを区別し、それぞれの法律関係について別個に準拠法を指定すべきであるのが中国の通説である。しかし、この法規に基づく裁判例はまだ出ていないのが現状で、今後の判例動向を注目すべきと考える。

(1) 「IPAD」商標権に関する経緯

2000年	唯冠台北社が数カ国でそれぞれ「IPAD」商標を登録
2001年	唯冠科技（深セン）社が中国で「IPAD」商標を登録
2006年	アップル社がイギリスで唯冠社を起訴したが敗訴
2009年	唯冠台北社がすべての「IPAD」商標をアップル社子会社に譲渡
2010年4月	深セン市中級人民法院においてアップル社、IP社が唯冠科技社（深セン）を起訴
2010年5月	アップル社、IP社が香港で唯冠香港社、唯冠科技（深セン）社、唯冠台北社、楊氏を起訴
2011年12月	アップル社、IP社が敗訴
2011年12月	唯冠科技社（深セン）が福田、惠州においてアップル社の販売社を起訴
2012年1月	アップル社、IP社が上訴
2012年1月	唯冠科技社（深セン）が上海法院においてアップル社「IPAD」製品に対して販売禁止申し立て
2012年2月	唯冠科技社（深セン）が米国カリフォルニア州においてアップル社を起訴
2012年2月	惠州市中級人民法院で唯冠科技社が勝訴
2012年5月	カリフォルニア州の訴訟は唯冠科技社（深セン）が敗訴

- (2) 2011年11月17日判決、(2011)深中法民三初字第208、233号
- (3) 饒衛華「IPAD 商標権譲渡の契約真意表示について」を参照 <http://blog.sina.com.cn/>
- (4) 小口彦太・田中信行『現代中国法（第2版）』（成文堂、2012年）、413頁
- (5) 松岡博編『国際関係私法入門（第2版）』（有斐閣、2012年）、166頁以下参照。
- (6) 木棚照一『国際知的財産法』（日本評論社、2009年）、252頁から255頁
- (7) 中山信弘「知的財産法の将来像」（有斐閣出版社、ジュリスト No918、1988年9月15日号）、4頁
- (8) 香港は1948年6月イギリスがGATT加盟すると共に加盟した。1986年4月23日香港は独立関税地域として認められた。マカオは1987年3月独立関税地域としてGATTに加盟した。
- (9) 国家工商行政管理总局商標局編『中華人民共和國商標法の釈義』（中国工商出版社、2003年）、158頁；中国弁護士協会・知的財産権専門委員会編「中国弁護士知的財産権業務ガイドブック『商標業務ガイドブック』（中国法制出版社、2007年）、130頁から131頁；魏啓学・劉新宇編『中国商標実務基礎（日本語版）』（社団法人発明協会、2008年）、123頁
- (10) 魏啓学・劉新宇編『中国商標実務基礎（日本語版）』（社団法人発明協会、2008年）、124頁
- (11) 小野昌延・三山峻司『新・商標法概説』（青林書院、2009年）、357頁
- (12) 小口彦太・田中信行（前掲書・注4）、245頁
- (13) 田中耕太郎訳・ラートブルフ著作集第1巻『法哲学』（東京大学出版会、1961年）316頁から318頁

146 早法 88 卷 1 号 (2013)

(14) 小口彦太・田中信行 (前掲書・注 4)、260 頁